

第3章 地域福祉の展開

本計画では、第2章記載の「取り組みの柱」に応じて、以下に示すような取り組みを進めていきます。

ただし、掲載している取り組み以外でも、従来から北区役所や区社協で取り組んでいるもので、継続して取り組むべき事業については、これらの取り組みと連動して実施していくこととします。

取り組みの柱	重点目標	主な取り組み
1. 相談・支援（サービス）の充実	・「まちともサービス」による生活支援サービスの充実 ・生活困窮者のための自立相談支援機能の充実 ・コミュニティソーシャルワーカーによる地域福祉活動への支援の充実 ・専門的な相談・サービスの円滑な提供	・専門的な相談・支援体制の充実（コミュニティソーシャルワーカー等の充実） ・身近なところで相談できる体制づくり ・相談窓口のネットワークづくり ・民生委員・児童委員等が活動しやすい環境づくり ・「まちともサービス」の拡充 ・生活困窮者、社会的孤立に対する相談・支援の充実 ・権利擁護への取り組みの推進 ・子ども・青少年が健やかに育つための支援の充実 ・障がい者・児のための支援の充実 ・在宅医療と介護との連携強化 ・介護予防の充実・市民による自主的活動への支援 ・認知症の人への支援の強化 ・当事者の参加と自立への支援の充実 ・介護・介助している家族等への支援の充実

取り組みの柱	重点目標	主な取り組み
2. 小地域での福祉活動の推進・強化	・小地域福祉活動計画に基づく計画的・効果的な活動推進 ・地域での居場所づくりの充実	・小地域福祉活動計画の策定支援 ・地域での支えあいの仕組みの拡充 ・地域におけるふれあい、交流の促進 ・地域での居場所づくりの推進 ・地域情報の受・発信機能の強化 ・活動の担い手の発掘・人材育成の支援
3. 災害時にも支え合えるつながりづくり	・地域での要援護者支援体制づくり ・日常的な見守りの強化 ・災害ボランティアセンターの機能強化	・災害時における要援護者支援の推進 ・平常時における地域主体の見守りや活動の充実 ・災害に備えた助け合いのための地域の取り組みの推進 ・援護を要する帰宅困難者の支援体制づくり ・地域の取り組みを支える体制づくりの推進
4. “ふくし”の学びの充実	・学校・地域・企業・各種団体での福祉への理解促進 ・ボランティア活動の推進 ・地域理解と地域への愛着心の醸成	・学校・地域・企業・各種団体への福祉教育の実施 ・ボランティアの体験機会、活動環境の充実 ・情報交換・交流の機会の実施 ・小地域福祉活動の周知
5. 企業や事業所との連携・協働の推進	・企業や事業所とのネットワークの構築 ・企業と地域との連携の促進 ・ニーズに対応した福祉サービスの創出	・企業等への地域福祉に関する啓発・情報提供の推進 ・地域福祉に関わる企業等からの情報発信の促進 ・企業等の社会貢献事業との連携の促進 ・企業等のノウハウを活かした事業・サービスの創出

○活動推進にあたって

各取り組みを実施していくにあたって、次の点を大切にします。

ニーズの把握	・各機関において、さまざまな機会を活用して、地域住民の多様な課題を把握する。 ・適切な時期にアンケート調査を実施する。
アウトリーチ ^{*7}	・地域で生きづらさや生活課題を抱え、自ら相談できない状況にある人を早期に発見し、本人や家族に積極的に働きかけて支援を行う。
課題の共有	・北区役所、区社協、福祉関係機関、福祉事業者が、定期的に情報交換する。 ・地域ケア会議などの事例検討の場において、地域と地域包括支援センター、医療機関、介護事業者などの情報を集約し、課題を共有する。 ・課題共有を通じて、支援ネットワークの充実に努める。
住民・当事者の参画	・支援のプロセスに当事者の参画を促す。 ・当事者組織、当事者が語る場をつくり、課題を深める機会をもつ。
情報の提供	・地域福祉への理解を深められるよう、さまざまな手法で情報発信を行う。 ・適切な支援のために、常に新しい情報を収集し、必要な人に必要な情報を提供する。
人材の育成	・さまざまな機会を活用して、担い手を発掘する。 ・担い手のスキルアップを支援する。
サービスの開発	・既存のサービスで対応が困難な場合、新たな制度やサービスを開発する。

^{*7} アウトリーチ...生活上の問題や課題を抱えているものの、福祉サービスの利用を拒んだり、支援者に対して攻撃的、逃避的な行動を示す人に対して、本人からの要請がない場合でも、支援者の方から本人の元に積極的に向かい合い支援することを意味します。